

空家等対策計画(案)への 意見を募集します!!



平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行されたことを機に、鞍手町の空家に対する基本的な取り組み姿勢や対策を町民の皆さんに示し、空家等の対策を総合的かつ計画的に実施するため、鞍手町空家等対策計画を策定します。

今回、その鞍手町空家等対策計画の案をまとめましたので、町民の皆さんに広く意見を募集し、多様な意見・情報などを計画に反映させることとしています。また、提出された意見については町の考え方とともに公表を行います。

● 計画案の情報入手方法

多くの意見をいただけるよう、次の公共施設で公表するほか、町ホームページにも掲載します。

▽公表場所＝役場、中央公民館

▽町ホームページ＝<http://www.town.kurate.lg.jp>

● 計画案の公表及び意見募集期間

10月3日(月)から31日(月)まで

● 提出方法

▽指定の様式で提出

公共施設(計画案の公表場所)に備え付けている指定の様式に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法で提出してください。なお、指定の様式は町ホームページからダウンロードすることもできます。

①窓口(役場総務課庶務管財係)への持参

②郵便・ファックス

※指定の様式を利用できない場合は、**①住所**、**②氏名**、**③連絡先**、**④提出日**、**⑤意見を明記した用紙**をご提出ください。

▽町ホームページから提出

パソコン・スマートフォンなどから意見の提出ができるよう、町ホームページに「パブリック・コメント専用フォーム」を設置していますのでご利用ください。

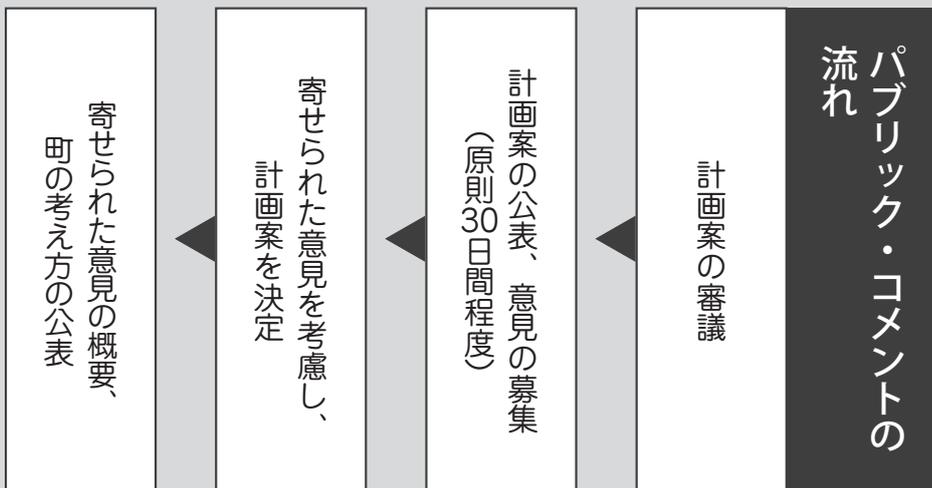
● 問い合わせ及び提出先

役場総務課庶務管財係
42局2111番、FAX:
42局5693番まで



● パブリック・コメントとは

公的な機関が政策や条例などを制定しようとするときに、広く公(パブリック)に意見・情報・改善案(コメント)を求める手続きのことをパブリック・コメントといいます。鞍手町では、住民参画制度の手法の一つである「パブリック・コメント制度」を導入し、住民の皆さんの多様な意見・情報等を計画に反映させることにしています。また、提出された意見については鞍手町の考え方とともに公表を行います。



10月3日
(月)

意見募集期間

10月31日
(月)